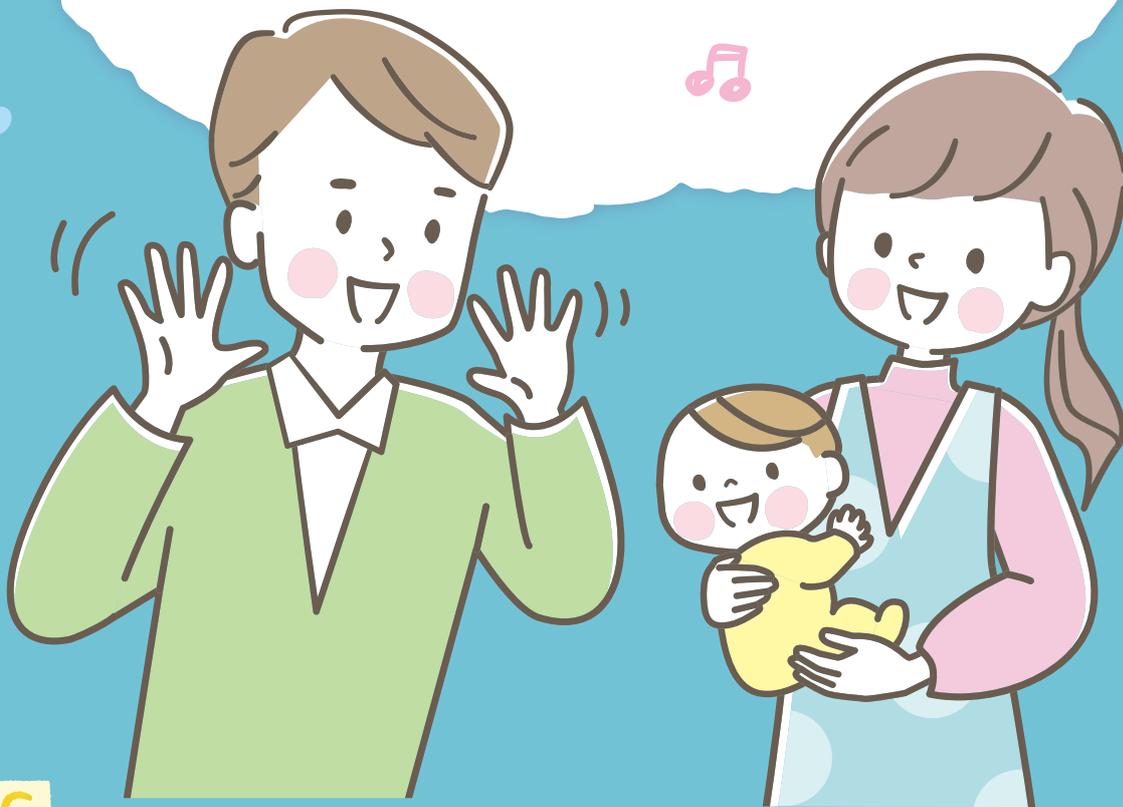


焼津市

子ども・若者 スマイルプラン

焼津市子ども計画

【概要版】



令和7年3月
焼津市





計画策定の趣旨と背景



こども・子育てを取り巻く社会情勢の変化を受けて、国は「こども基本法」を令和4年6月に公布、令和5年4月に施行し、本法に掲げられたこども施策の立案、実施を担う行政機関として「こども家庭庁」が発足、令和5年12月には「こども大綱」と「こども未来戦略」が閣議決定されました。

本市では、平成24年の「子ども・子育て関連3法」の成立を受け、次世代育成支援行動計画の主要事業を継承しつつ、地域の実情に応じた質の高い幼児教育・保育、地域子ども・子育て支援事業を提供するため、保育需要を把握し、教育・保育の計画的な整備と提供体制を定める「第1期焼津市子ども・子育て支援事業計画」を策定し、令和2年度には子どもの貧困対策推進法に基づく、子どもの貧困対策に関する計画も包括した「第2期焼津市子ども・子育て支援事業計画（以下、「前計画」という。）」を令和2年3月に策定し、「育てよう！ 明るい笑顔のやいづっ子」の基本理念の下で、様々な子育て支援施策に取り組んできました。

前計画が令和6年度をもって計画期間を満了することに伴い、社会情勢の変化や国の法制度の変更、本市の状況や前計画の進捗状況を踏まえ、新たに「焼津市こども・若者スマイルプラン（焼津市こども計画）（以下、「本計画」という。）」を策定し、本市の切れ目のないこども・子育て支援の充実を進めていくとともに、本市における「こどもまんなか社会」の実現に向けたこども施策の推進に取り組めます。



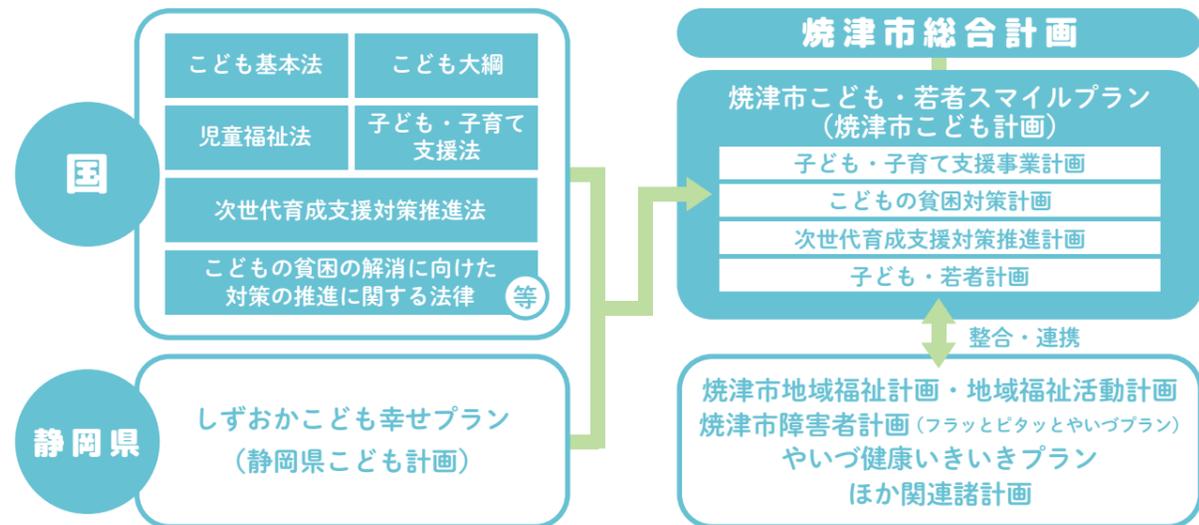
計画の位置づけ



本計画は、こども基本法第10条第2項の規定に基づく「市町村こども計画」です。

また、子ども・子育て支援法に基づく「市町村子ども・子育て支援事業計画」、こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律に基づく「こどもの貧困の解消に向けた対策についての計画」、子ども・若者育成支援推進法に基づく「市町村子ども・若者計画」、次世代育成支援対策推進法に基づく「市町村行動計画」を含めます。

さらに、本市の上位計画である焼津市総合計画をはじめ、焼津市地域福祉計画などの関連計画との連携と整合を図りながら策定しています。



計画の期間



こども基本法において市町村こども計画の計画期間は定められていませんが、本計画に内包する子ども・子育て支援事業計画は5年ごとに見直しを行うこととなっているため、計画期間は令和7年度から令和11年度の5年間とします。

R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11
第2期 子ども・子育て支援事業計画					焼津市こども・若者スマイルプラン (焼津市こども計画)				
		中間 見直し		改定			中間 見直し		改定



計画策定の体制



本計画の内容検討に当たっては、学識経験者、子ども・子育て支援に関する事業に従事する者、こどもの保護者、経済又は労働関係団体に従事する者、若者等で構成される「焼津市子ども・子育て会議」において審議を行いました。

また、教育・保育などの子育て支援サービスの利用状況やニーズを把握し、計画策定のための基礎資料とするため、就学前児童の保護者、小学生の保護者を対象として、令和5年度に「焼津市子ども・子育て支援に関する調査」を行うとともに、こども・若者から意見を聴取し、計画に反映するため、「焼津市のこども・若者に関する調査」や「こども・若者意見交換会」などを行いました。

さらに、幅広く市民の意見を集め、計画案に対する市民の意見を伺うため、パブリックコメントを実施しました。

事業、調査等	参加者等	役割
焼津市子ども・子育て会議	有識者・事業者・保護者・労働者・関係機関代表、若者代表	こども計画の検討
焼津市子ども・子育て支援に関する調査	・就学前児童の保護者 2,000人 ・小学校1～6年生の保護者 1,000人	子育ての実態把握、就労意向やサービスの利用意向等の把握
焼津市のこども・若者に関する調査	市内在住の15歳～39歳の市民 4,000人	小中学生や若者世代の現状や意見の把握、こども・若者に関する支援ニーズの把握
こども・若者意見交換会	焼津市のこども・若者に関する調査に回答した15歳～19歳の回答者のうち、座談会への出席意向があった者	
小中学生向けアンケート調査	市内小学校、中学校に通う児童・生徒	
こども会議	市内小学校に通う小学1年生から5年生までの児童 25名	
パブリックコメント	市民	こども計画案への意見提出

基本理念

こども・若者や子育て世帯をめぐる社会情勢の変化に伴い、国においては次代の社会を担う全てのこどもが将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現を目指して「こども基本法」を制定するとともに、「こども大綱」を閣議決定し、国全体で「こどもまんなか社会」の実現を目指しています。

本市においては、第3期子ども・子育て支援事業計画を包含する形で本計画を策定するに当たり、引き続き「こどもの最善の利益」の実現を第一に考え、こどもや子育て当事者が必要としている包括的な支援を行います。また、本市に住むこどもたち一人一人が幸せな状態で育っていくことができるよう、未来を担う全てのこどもたちが心豊かに成長し、明るい笑顔があふれる社会の実現を目標とするため、「育てよう！明るい笑顔のやいづっ子」を基本理念として継承します。



基本方針



基本理念の実現のため、また、こどもや若者、子育て当事者が将来にわたって幸福な生活を送ることができる「こどもまんなか社会」の実現につなげるためには、地域社会全体でこども・若者を自立した個人として尊重し、それぞれの立場や視点に立って切れ目のない支援の充実と安心して子育て出来る環境づくりに取り組むことが求められています。

このため、本計画においては以下の基本方針を定め、こども施策、子育て支援施策を展開します。

<p>1</p> <p>多様なニーズに応える ライフステージを通じた 支援の充実</p>	<p>2</p> <p>こどもや若者、子育て当事者の 視点に立ったライフステージに 応じた支援の充実</p>	<p>3</p> <p>安心して子育て できる環境づくり</p>
---	---	---

施策体系

基本理念	基本方針	施策
------	------	----



施策の展開

① 多様なニーズに応えるライフステージを通じた支援の充実

1 こども・若者の権利の尊重

こども・若者が権利の主体であることを周知し、社会全体で共有するための取組を推進します。

2 多様な体験活動や居場所の提供

こどもたちが自主性や創造性を伸ばし、自己肯定感を育むことができるように、こどもたちの体験や活動の機会を提供します。

3 こどもや若者への切れ目のない保健・医療の提供

こども・若者が健やかに成長し、児童福祉の増進が図られるよう、継続した支援を行います。

4 こどもの貧困対策の推進

こどもがその生まれ育った環境に左右されることがないように貧困の連鎖を断ち切り、全てのこどもが夢や希望を持てる社会を目指します。

5 配慮が必要なこども・若者への支援の充実

様々な問題を抱えるこども・若者の早期発見や支援のため、児童福祉、教育、保健等の関係機関が相互に連携し、個々の状況に応じた適切な支援の充実を図ります。

6 こどもの安全と安心の確保

交通安全と防犯対策を推進し、こどもの安全と安心の確保を図ります。

② こどもや若者、子育て当事者の視点に立ったライフステージに応じた支援の充実

1 妊娠期から幼児期まで

① こどもや保護者の健康の確保

安心して妊娠・出産・子育てができるよう、妊娠期から切れ目のない継続的な母子の健康管理と保健事業の実施を通じ、こどもや保護者の心身の健康の確保・増進を図ります。

② 幼児教育・保育の充実

保護者の多様なニーズに対応できるよう、幼児教育・保育の質の維持・向上を図ります。

③ 地域子育て支援体制の充実

地域の子育て機能の充実を図るとともに、子育て家庭が安心してこどもを生き育てることができるよう、地域の中でつながり合う子育て支援を推進します。

2 学童期・思春期

① 学校等におけるこどもの健やかな成長支援

全てのこどもが教育を受ける機会を確保できるよう、ニーズに応じた寄り添った支援を行います。

② 放課後児童対策の充実

放課後児童クラブの環境整備や体制強化に取り組むとともに、放課後児童クラブと放課後子ども教室の連携推進等を通じた、放課後児童対策の推進を図ります。

3 青年期

① 将来に向けた新生活への支援

若者が将来の新生活を円滑に送ることができるようにするため、経済的支援や情報提供の充実等、各種支援の充実を図ります。

② 若者への結婚・就労支援

- ・結婚を望む若者へ、希望に応じた支援を進めます。
- ・若者が希望するキャリアを選択することができるよう、就労によるキャリア形成とライフイベントを両立できる環境づくりへの取組を支援します。

③ 安心して子育てできる環境づくり

1 子育てや教育に関する経済的負担の軽減

子育て当事者が経済的な不安を抱かずに、安心して子育てできるよう、出生、子育て、幼児教育・保育、教育に係る経済的負担の軽減策を推進します。

2 地域や家庭での教育力の向上

こどもとその保護者の子育てを支え、全てのこどもが健やかに成長することができるよう、家庭教育への支援の充実を図ります。

3 仕事と家庭のバランスのとれた就労環境づくり

ワーク・ライフ・バランスの推進に向け、夫婦が相互に協力しながら子育てができるよう、周知・啓発等の働きかけを推進します。

4 ひとり親家庭への支援

ひとり親家庭が抱える様々な課題や個別ニーズに対応した、子育て支援、相談支援、就業支援、経済的支援などの充実を図り、ひとり親家庭の自立を支援します。

5 子育てに関する情報提供の充実

様々な媒体を活用した情報発信を行うとともに、気軽に相談できる身近な窓口として、多様で利用しやすい相談体制の充実を図ります。



数値目標 (抜粋)

教育・保育（幼稚園、保育所・園等）、地域子ども・子育て支援事業等について、保護者へのニーズ調査結果や利用実績等に基づき、数値目標（利用定員や事業実施の確保量）を設定します。

区分	単位	量の見込み						
		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度		
教育・保育等	1号認定（幼稚園等）・私学助成園	人	1,004	976	927	898	893	
	2号認定（幼稚園等）・私学助成園	人	629	612	579	563	558	
	2号認定（保育所・園等）3歳以上	人	1,055	1,022	969	938	931	
	3号認定（保育所・園等）0歳児	人	394	389	386	383	379	
	3号認定（保育所・園等）1・2歳児	人	829	828	852	844	838	
	乳児等通園支援事業 0・1・2歳児	人		165	165	165	165	
地域子ども・子育て支援事業	時間外保育事業（延長保育事業）	人	326	320	313	306	301	
	子育て短期支援事業（ショートステイ事業）	人日	74	72	71	70	69	
	地域子育て支援拠点事業（子育て支援センター）	人日	43,705	42,737	44,003	43,407	42,961	
	一時預かり事業	幼稚園型	人日	70,356	68,120	64,584	62,556	62,166
		幼稚園型以外	人日	5,429	5,315	5,217	5,110	5,072
	病児・病後児保育事業	人日	60	60	60	60	60	
	ファミリー・サポート・センター事業	人日	831	768	711	682	657	
	利用者支援事業（子育てコンシェルジュの配置等）	か所	3	4	4	4	4	
	妊婦健康診査事業	人日	10,416	10,108	9,800	9,506	9,226	
	乳児家庭全戸訪問事業	件	717	694	682	665	649	
	養育支援訪問事業	人	14	14	13	13	13	
	子育て世帯訪問支援事業	人	34	33	32	31	31	
	放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）	人	1,255	1,279	1,304	1,306	1,322	
	妊婦等包括相談支援事業	人	750	740	730	720	710	
産後ケア事業	人	600	686	686	686	686		

基本理念及び本市における「こどもまんなか社会」の実現に向けて、以下の項目を評価指標として掲げ、数値目標を設定します。

評価指標	現状値 (令和6年度)	目標値 (令和11年度)
安心して子どもを産み育てることができるまちだと思う	79.0%	82.0%
焼津市が好きか	91.1%	94.0%
焼津市は暮らしやすいか	75.6%	81.0%
焼津市に住み続けたいか	66.7%	72.0%
大変なことでも、失敗を恐れないで挑戦するようにしている児童・生徒の割合	71.4%	75.0%
困ったことや悩み事などを相談できる人がいると思う児童・生徒の割合	83.7%	88.0%
自分の将来について、夢や希望を持っていると思う児童・生徒の割合	76.5%	82.0%

焼津市こども・若者スマイルプラン（焼津市こども計画）(令和7年度～令和11年度)

【概要版】令和7年3月 焼津市